

コロナ関連の各種支援策 申請期限が迫っています！ 原町商工会議所の相談窓口をぜひご活用ください



確認済 申請済	制度名	概要	要件等	申請期限
<input type="checkbox"/>	売上の減少した 中小企業者に対する 一時金（第4弾） （福島県）	<ul style="list-style-type: none"> ①飲食店と直接または間接の取引があるまたは ②新型コロナの拡大や長期化による直接的な影響を受けた場合、売上が減少した事業者に対し、一律 30 万円を支給 <申請方法：郵送または電子申請>	<ul style="list-style-type: none"> ◎令和4年1月、2月又は3月のいずれかの月（対象月）の売上が平成31年から令和3年の間のいずれかの同月（基準月）の売上と比較して30%以上減少している月がある ◎上記に該当しない場合、特例として令和3年10月、11月、12月のいずれかの月と対象月を比較し、30%以上減少していれば対象となる 	令和4年 5月20日 （消印有効）
<input type="checkbox"/>	時短要請協力金 （延長分） （福島県）	<ul style="list-style-type: none"> ◎県の時間短縮営業要請を受けた飲食店に対し、1日あたり2.5万円～の協力金を支給 <申請方法：郵送または電子申請>	<ul style="list-style-type: none"> ◎通常、午後8時～午前5時までの営業時間帯を含む飲食店営業許可を受けた店舗であること ◎2月21日～3月6日までの期間において、営業時間を短縮するとともに要請内容に応じること 	令和4年 5月27日 （消印有効）
<input type="checkbox"/>	事業復活支援金 （国）	<ul style="list-style-type: none"> ◎売上が減少した事業者に対し、個人 50 万円・法人 250 万円を上限として支給 ※売上減少率、年間売上高により給付額は異なります <申請方法：電子申請のみ>	<ul style="list-style-type: none"> ◎令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上が平成30年11月から令和3年3月の間のいずれかの同月の売上と比較して30%以上又は50%以上減少している月がある ※白色申告の場合は年間事業収入÷12と比較 ◎申請する際は、登録確認機関で事前確認を受ける必要があります（当所でも確認できます） 	【事前確認】 5月26日 【申請】 5月31日 （オンライン）

「申請方法がわからない」「該当するかわからない」といった方、まずは当所へお電話下さい！

事業復活支援金は電子申請のみです。申請サポートも行っていますのでお気軽にご相談下さい。

また、各制度のホームページから電子申請及び申請書のダウンロードが可能です。

お問合せ | 原町商工会議所 中小企業相談所 TEL 22-1141 FAX 24-4182

※上記の各支援策は概要をお示ししたものであり、申請にあたってはその他にも要件などがございます。詳しくは当所までご相談いただくか、各制度のHPなどでご確認ください。